

1.総則・社会的責任

3:十分できている 2:概ねできている 1:一部できていない 0:できていない

No	評価項目（着眼点）	指針	主な確認資料	自己評価	コメント（根拠や取組内容など）	市記入	
1-1	こどもの最善の利益を優先した育成支援を行っている	指針 第1章2(1)	運営方針／会議録	2	県・市の制度に則って適切な指導の下で健全育成を目指していると申込書案内に明記。	3	運営方針に則って育成支援を行っていることを確認した。外国籍児童への丁寧な説明、個人情報守秘義務の職員周知、苦情窓口の設置、アンケートによって適切に行われており良好である。
1-2	国籍・信条・社会的身分による差別的取扱いをしていない	指針 第4章5	運営規程／受入記録	3	配布書類などは、配布した後、個別に口頭で説明したり、返事などを代筆したりしている。	3	
1-3	プライバシー保護・守秘義務を遵守している	指針 第7章	個人情報管理規程	3	採用決定時に代表から説明するとともに「支援員業務内容」にも明記してある。	3	
1-4	苦情等への迅速・適切な対応窓口・体制がある	指針 第7章	苦情対応規程／受付記録	2	アンケートや気になることは口頭やメールでも随時対応。苦情窓口も玄関に掲示してある。苦情があった場合、報告書に記録を残している。	3	
				10	1	12	

2.こどもの発達理解と育成支援

No	評価項目（着眼点）	指針	主な確認資料	自己評価	コメント（根拠や取組内容など）	市記入	
2-1	児童期の発達段階を踏まえた支援計画を策定している	指針 第2章	育成支援計画	2	同じ活動でも学年や発達状況に応じた活動をしている。	2	発達段階に応じた活動計画が望ましい。安心して過ごせる環境の提供、個別の状況把握と配慮が適切に行われていることを確認した。障がいのある児童への支援体制、おやつ提供時の衛生管理・アレルギー対応についても確認されており、今後も期待する。
2-2	こどもが安心して過ごせる生活の場として環境を提供している	指針 第3章1	室内環境写真	3	学習・遊びの場所を分ける環境づくりをしている。	3	
2-3	主体的な遊びと生活が可能となる支援を行っている	指針 第3章1	活動記録	2	それぞれの部屋に数種類の玩具があり、自ら選択。おおまかな時間の区切りですごしている。その都度、声掛けや助言をしている。	3	
2-4	一人ひとりの状況把握と個別の配慮を行っている	指針 第3章1	個別記録	2	日誌にその日の気になることは記録。職員間で情報共有。気になる児童には個別に対応している。	3	
2-5	障がいのあるこどもへの受入手順と適切な支援体制がある	指針 第3章2	個別支援計画	2	保護者・こども園・小学校と連携をして、個別支援を考慮し必要に応じて支援員を加配している。	3	
2-6	おやつ提供で衛生管理・アレルギー対応を行っている	指針 第3章	アレルギー対応票	3	衛生管理では職員は半期ごとに検便検査。おやつ前の手洗い・手指消毒の徹底。アレルギーの児童には自宅よりおやつを持参してもらっている。	3	
				14	／18点	17	

3.運営（職員体制・労働環境・運営管理）

No	評価項目（着眼点）	指針	主な確認資料	自己評価	コメント（根拠や取組内容など）	市記入	
3-1	放課後児童支援員・補助員を基準どおり配置している	指針 第4章1	職員名簿／勤務シフト	2	支援員2名補助員2名で常時3名体制での配置。	2	認定資格研修の受講体制、開所時間・開所日の確保を確認できた。労働環境の整備、会計管理、利用料の徴収、運営方針・事業計画の策定についても適切であり、良好である。
3-2	認定資格研修を計画的に受講させている	指針 第4章1	研修受講計画／修了証	1	認定資格研修を受講してもらう体制はできているが、近年は受講資格に該当しないので受講できていない。	3	
3-3	開所時間・開所日が基準どおり確保されている	指針 第4章3	月次報告書	3	平日は放課後から18時、長期休暇や代休は8時から18時まで開所している。開所日も基準を超えている。	3	
3-4	利用開始等の手続が適切に行われている	指針 第4章4	申込書類	3	申込開始を周知し、書類（入所要件・利用案内等）を渡す。新1年生の保護者には説明会を開催している。（必要に応じて書類を渡すときに説明あり）	3	
3-5	帳簿（職員・財産・収支・利用者名簿等）を整備している	指針 第4章5	各種帳簿	3	職員名簿・財産目録・出納簿・利用者名簿を作成し随時、更新している。	3	
3-6	労働環境（健康診断年1回以上等）を整備している	指針 第4章6	健康診断記録／就業規則	2	健康診断を年1回、実施している。	3	
3-7	適正な会計管理と情報公開を行っている	指針 第4章7	会計帳簿／決算書	3	出納簿・収支決算書を作成し、収支を管理している。収支決算書は運営委員会で報告している。	3	
3-8	利用料の徴収を適切に行っている	指針 第4章7	利用料規程	3	規定に基づき口座振替で徴収。減免制度も、対象家庭に対応している。	3	
3-9	運営方針・事業計画等を策定している	指針 第4章5	運営方針	3	年度ごとに策定している。	3	
				23	／27点	26	

4.学校・地域・保護者との連携

No	評価項目（着眼点）	指針	主な確認資料	自己評価	コメント（根拠や取組内容など）	市記入	
4-1	学校と日常的・定期的（おおむね2か月に1回）に情報交換している	指針 第5章1	連絡記録	3	月1回、教頭先生と情報交換等の打合せ会を実施。議事録を記録。緊急時はテトルの配信で共有。また、電話で連絡してもらうことになっている。	3	学校との定期的な情報交換、保育所等の情報共有、地域組織及び関係機関との連携体制が構築されていることを確認した。子どもの様子を保護者へ情報共有、アンケートや意見箱による意見の運営反映についても適切に行われており、良好である。
4-2	新1年生について保育所・幼稚園等と入学前に情報共有している	指針 第5章2	引継書類	3	新年度の利用児童の承認後、こども園園長や担任からの聞き取りをしている。	3	
4-3	自治会・民生委員・児童委員等の地域組織と連携している	指針 第5章3	連携機関一覧	3	今江児童クラブ運営委員会や社会福祉会と毎年1回情報交換等の会合をしている。	3	
4-4	関係機関（児相・保健所等）との連携体制を構築している	指針 第5章4	連携機関一覧	1	連絡先を把握している。現時点では個別の連携なし。	3	
4-5	こどもの様子を連絡帳や面談等で日常的に保護者に伝え、家庭と連携している	指針 第3章	連絡帳／面談記録	2	送迎時に日常的に様子を伝える。場合によっては、電話やメールで伝える。必要に応じて面談をし、家庭と連携して対処している。	3	
4-6	クラブの行事等について、クラブと家庭双方が効率的に情報共有できている	指針 第3章	連絡帳／ICT活用	2	毎月の「児童クラブだより」や時にはその行事の詳細を配布している。	3	
4-7	児童・保護者等の意見を聴取し、必要に応じて結果を運営に反映している	指針 第7章	アンケート集計	2	年1回のアンケートや「意見箱」の活用。要望を検討し応じられることは対応して困難なことはその旨、配布物で回答している。	3	
				16	／21点	21	

5.施設・設備、衛生管理

3:十分できている 2:概ねできている 1:一部できていない 0:できていない

No	評価項目（着眼点）	指針	主な確認資料	自己評価	コメント（根拠や取組内容など）	市記入	
5-1	専用区画（生活・遊び・静養スペース）を区画して確保している	指針 第6章1	実地確認	2	児童一人につきおおむね1.65㎡以上を確保。生活・遊びのスペースを区画しているが、静養スペースはカーテンでの区画。	2	静養スペースの専用区画確保が望ましい。トイレ等の衛生的な整備、個別ロッカー・下駄箱等の備品整備、日常の清掃・消毒・換気、感染症対策手順の策定・周知が確認でき、今後も期待する。
5-2	手洗い場・トイレ・台所等が衛生的に整備されている	指針 第6章1	実地確認	3	毎日、清掃。ハンドソープ・消毒液を常備している。	3	
5-3	個別ロッカー・下駄箱等の備品が整備されている	指針 第6章1	実地確認	3	ロッカー・下駄箱と一人一個確保。基本的には自分で整理整頓を呼びかけているが、清掃時に整頓する。	3	
5-4	日常の清掃・消毒・換気を実施している	指針 第6章2	実地確認	3	開所前や閉所前に清掃。下校時・外遊び後や会食前・排泄後の手洗い・手指消毒を呼びかけている。こまめな換気を実施。	3	
5-5	感染症対策マニュアルを整備し、職員に周知している	指針 第6章2	マニュアル	3	感染症対策や発生した時の手順を策定してある。所内研修でも定期的に確認している。	3	
				14	／15点	14	

6.緊急時対応、安全計画

No	評価項目（着眼点）	指針	主な確認資料	自己評価	コメント（根拠や取組内容など）	市記入	
6-1	非常災害計画（緊急対応マニュアル）を策定している	指針 第6章3	非常災害計画	3	火災・地震・風水害・大雪を・土砂災害を想定したマニュアルを策定している。	3	マニュアルの策定、災害別避難経路の作成、毎月の避難訓練の実施、保険の加入が確認できた。引渡しルールについては策定を検討されたい。
6-2	関係先連絡網・避難経路を作成している	指針 第6章3	実地確認	3	緊急時の連携手順を作成し掲示してある。避難経路も同様。小学校にも連携をお願いしてある。	3	
6-3	避難訓練・防犯訓練を定期的に実施している	指針 第6章3	訓練記録	3	毎月1回火災・地震等訓練内容を変えて実施している。消防署や警察署の指導の下での訓練も1回ずつ実施している。	3	
6-4	来所・帰宅時の安全（出席確認・引渡しルール）を確保している口	指針 第6章3	出欠管理票／引渡しルール	1	利用日の予定を提出してもらっていて変更の時は保護者からの連絡となっている。予定外の出欠があった時は保護者に連絡し確認している。引き渡しカードがまだできていない。	1	
6-5	賠償責任保険・傷害保険に加入している	指針 第6章3	保険証券	3	万ーの場合に備えて加入している。	3	
				13	／15点	13	

7.職場倫理・事業内容の向上

No	評価項目（着眼点）	指針	主な確認資料	自己評価	コメント（根拠や取組内容など）	市記入	
7-1	職場倫理（倫理綱領）を明文化し全職員に周知している	指針 第7章1	定款／規約	3	策定し職員に周知している。	3	職場倫理（服務の心得）の策定と全職員への周知、職員間の情報共有を確認した。児童虐待等の禁止事項及び対応の明文化が望ましい。保護者・子どもの意見反映を行い、継続的な取組が見られ、今後も期待する。
7-2	職員間の情報共有・事例検討の機会を定期的に設けている	指針 第7章2	会議録	2	気になることはその都度情報交換。下校前や毎月のクラブ協議会でもはなしあったり、事例検討をしている。	3	
7-3	児童虐待等の禁止事項とその対応を明文化している	指針 第7章1	虐待防止規定	1	禁止事項や言動には注意するように伝達しているがまた規定は策定できていない。	1	
7-4	自己評価を年1回以上実施し、こども・保護者の意見を取り入れている	指針 第7章3	自己評価表	2	市からの自己評価を実施している。こどもや保護者の意見を反映できるよう努めている。	3	
				8	／12点	10	

8.その他

No	評価項目（着眼点）	指針	主な確認資料	自己評価	コメント（根拠や取組内容など）	市記入
8-1	待機児童の有無と人数	-	実地確認・聞き取り		求職中・育休中で待機児童がいたが就職した連絡をうけて、利用を承認する。（5名待機→最後まで求職1名）	
8-2	中・高学年の利用申請に対する受入体制（受入を拒否していないか）	-	実地確認・聞き取り		元々、受入を拒否していないが、昨年、市のアンケート調査後の指導で児童クラブや会館に受入周知の案内を掲示。数ヶ月経っても申込がなく小学校の配信メールで再度周知したが申込なし。	
8-3	当該年度に実施した修繕内容及び児童が利用するための備品等の購入内容	-	実地確認・聞き取り		おかげで利用は会館の電気暖房がクラブではなかったので電線を引いて対応。おかげで以前も調整してもらったが、またドア下がってきてしっかり押さないと閉まらなくなる。9月に入ってから閉まりが悪くなり、業者に修理依頼し10/4に削ってもらい良くなった。3月になると、ドアが重くなったり軽くなったりします。業者に再度修理依頼をする。油圧を交換しないといけないというので見積もりを取り市に相談する。	
8-4	クラブ独自の育成方針や取組内容など、特徴的なもの	-	実地確認・聞き取り		夏休みはグループ活動（縦割り活動）。リーダー・サブリーダーをこどもたちで話し合って決め助け合ったり、協力・協調性を育めるようにしている。生活や遊びのルールーも話し合って作っている。子ども食堂との交流・地元の方のご厚意によるお話会や子ども会の相撲大会にも参加（希望者）している。	

合計 98
／120点

113
／120点